換地に関する手続き及び 確定測量業務を支援します

法3条資格者，施工同意対象者，換地における権利者調査の支援

○法3条資格者
　土地改良事業に参加する資格がある者
　（所有者，使用収益権者，耕作者など）
○施工同意対象者
　所有者（登記名義人）または相続人全員
○換地における権利者（法5条7項に掲げる権利者）
　所有権，地上権，永小作権，質権，賃借権，使用賃借による権利またはその他の使用及び収益を目的とする権利を有するもの全員

（換地事務の流れ）

地域(申請者)による調査
↓
従前地再調査
↓
換地選定
↓
一時利用地指定
↓
確定測量
↓
換地計画書作成
権利者会議
↓
換地処分
↓
換地処分登記
↓
清算事務

地域による手続き等

水土里ネットによる支援

地域による手続き等

（代位登記での支援）

面整備を伴う農業農村整備事業を行う場合には，下記のような代位登記の支援を受けることができます。
この事業をきっかけに，土地の名義などを整理してみませんか。

（支援内容）
- 相続の登記
- 住所変更更正の登記
- 氏名変更更正の登記
- 分筆登記

農業農村整備に関する測量業務の総合的支援

確定測量業務
- 換地処分の一環として，工事後の面積確定の支援

一筆地測量業務
- 従前地確認，実地測量の支援

分筆測量業務
- 換地業務に伴う分筆測量の支援

境界復元測量業務
- 事業区域の境界確定の支援

■国土地理院の承認を得て，基準点成果の作成を行います。
■鹿児島県及び 市町村との協議のもとで顧客のニーズに合った業務を行います。

（公共測量の諸手続支援）

作業規程の承認申請
(国土地理院)
↓
実施計画書の提出
(国土地理院)
↓
測量標・測量成果の使用承認
(国土地理院)
↓
公共測量の公示等
(鹿児島県)
↓
測量成果等の提出
(国土地理院)

GNSSによる基準点測量
（人工衛星により位置情報を受信しています）

トータルステーションによる測量
（この測量で登記面積が確定します）

問い合わせは，事業部換地課または最寄りの事務所・支部まで